

資格規程

第一章 入会

第1条 定款第7条並びに第8条に規定する資格ある入会希望者は、会員2名以上の推薦により入会申込書に必要書類を添え推薦者を経て、理事会に入会申し込みをする。

第2条 推薦者は毎年1月1日現在、在職1年以上にして、直前年度の出席率60%以上の正会員であることを要する。推薦者は入会者の会費の納入につき入会年度及び次年度分について連帯責任をもつ事とする。

第3条 理事会は入会申込者について、資格等綿密な調査を事務局に委嘱し、その報告を受け、無記名投票を行う。理事会で3分の2以上の賛成を得て適格と認められた入会申込者は、3ヶ月間、理事会、例会、委員会等に出席し指導を受ける。

第4条 3か月間の研修期間を経た入会希望者は、理事会の投票により3分の2以上の賛成票を得た場合、入会資格を得る。

第5条 各地JCの会員で、その所属したLOMの理事長の推薦を得て転入を希望するものは、前2条の規定により入会資格を得る。

第6条 入会を承認された者は、直ちに必要書類を添えて所定の入会金及び会費等を納入しなければならない。

第7条 理事長は理事会において、入会を承認され、所定の手続きを終えたものを新入会員として会員に通知する。

第二章 会費

第8条 定款第11条に規定する会費及び入会金は次のとおりとし、毎年所定の納期に納入しなければならない。

◎会費 ・正会員 120,000円
・賛助会員 正会員会費の4分の1

◎入会金 正会員の会費の2分の1

2. 年度途中で正会員となった者は、入会と同時に次の基準により会費を納入しなければならない。但し、年度をまたぐ研修期間者については後続年度の1月より起算する。

研修期間承認月	会費（円）	研修期間承認月	会費（円）
1月	120,000	7月	60,000
2月	110,000	8月	50,000
3月	100,000	9月	40,000
4月	90,000	10月	
5月	80,000	11月	
6月	70,000	12月	

第9条 理事会において、納入方法を変更する場合は全会員に通知する。

第10条 必要と認められた場合に限り理事会の議を経て入会金、入会年度の年会費の減免をすることができる。

第10条の2 正会員が所属する企業からの入会者、若しくは正会員の卒業後1年以内にその者の所属する企業からの入会者に関しては、理事会の決議により入会金の支払いを免除することができる。

第三章 会員の資格

第11条 正会員が定款第15条の各号に該当する行為があった場合、当該会員の資格喪失について速やかに全会員に報告する。

2. 正会員が例会及び総会を3ヶ月以上にわたり連続欠席した場合理事会は当該会員の資格について協議し、退会の決議をすることができる。
3. 前項の協議にあたって当該会員は事前に理事会に所定の理由書を提出するものとする。又、当該理事会に出席して理由を弁明することができる。

第四章 出席・休会

第12条 理事会は出席義務を履行しない正会員に勧告をする。

第13条 当該年度内の例会及び総会の出席率100%の正会員は、例会において表彰する。

第14条 正会員が次の各号に該当する場合、理事会に書面をもって申請し理事会の承認を得て、休会することができる。

- (1) 疾病により3か月以上にわたって療養を必要とするとき
- (2) 出産・育児による場合
- (3) 3か月以上にわたり居住地を離れるとき
- (4) その他継続して出席できない極めて重大な理由が生じたとき

第15条 理事会は当該年度内の期間に限り休会の承認を与えることができる。但し、出

産による休会はこの限りではない。

第16条 休会した正会員は休会期間の終了後、或いは休会事由の消滅後、直ちに復帰しなければならない。

第17条 休会を認められた正会員は出席義務を免除される。

第18条 休会期間中においても会費は免除、又は軽減しない。但し、必要と認められた場合に限り理事会の決議により会費の減免をすることができる。

第五章 四日市 J C シニアクラブ会員

第19条 四日市 J C シニアクラブ会員は総会その他各種会合に出席し、意見を述べることができる。

第20条 正会員は制限年齢に達した年度末に、四日市 J C シニアクラブ会員会費を納入と同時に四日市 J C シニアクラブ会員の資格を取得するものとする。但し、定款第7条1項2号に定める資格を有する者で、所定の手続きをしなかった者がその後四日市 J C シニアクラブ会員となることを希望する時は、理事長に申し出て理事会の承認を得なければならない。

第21条 四日市 J C シニアクラブ会員会費は卒業年度の会員会費と同額とし終身会費とする。

第22条 四日市 J C シニアクラブ会員にして日本 J C シニアクラブに入会を希望する者は、日本 J C シニアクラブ所定の手続きを経て入会することができる。

第六章 賛助会員

第23条 賛助会員は理事長に申し出て、理事会の承認を得なければならない。

第七章 附則

第24条 本規定は定款第8条、第11条及び第12条に基づき定められるものである。